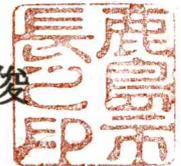


新鹿島市民会館（仮称）建設設計候補者選考に係る公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

平成30年8月1日

鹿島市長 樋口 久俊



1. 業務概要

- (1) 業務名 新鹿島市民会館（仮称）建設基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 新鹿島市民会館（仮称）本体の建築、設備、外構及び舞台、客席、照明、音響設備等の舞台特殊設備の基本設計・実施設計並びに法的申請書類作成等
- (3) 履行期間 契約締結日から平成31年11月29日まで
- (4) 主要施設概要
 - 建設場所 佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1ほか
 - 用途 劇場ホール（文化施設）
 - 計画規模 2,600 m²程度（固定席750席～800席を確保）

2. プロポーザルの実施方針

- (1) 参加表明書等の提出
 - 本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書、取組姿勢表明書、実績確認書及び参加資格を証する資料等を提出するものとする。なお、提出書類の審査は、「新鹿島市民会館（仮称）建設設計候補者選考委員会」が行う。
- (2) 第一次選考
 - 参加表明書等を提出した者について、選考委員会等の書面審査を経て、プレゼンテーション及びヒアリングを要請する第一次選考の通過者を決定する。
- (3) 技術提案書等の提出
 - 第一次選考の通過者から技術提案書等の資料の提出を求めるものとする。

(4) 第二次選考

第一次選考の通過者によるプレゼンテーション等を実施し、第一次選考結果等も踏まえて、最優秀者と次点者を決定する。

3. プロポーザルの日程等

(1) プロポーザルの日程 (予定)

	項目	日程(案)
①	プロポーザル開始公告・実施要領等の公表	平成30年 8月 1日(水)から 平成30年 8月10日(金)まで
②	参加表明書、第一次選考提出書類に関する質疑・回答書の提出期間	平成30年 8月 2日(木)から 平成30年 8月 6日(月)まで
③	②の質疑に対する回答	平成30年 8月 8日(水)
④	参加表明書の提出期限	平成30年 8月13日(月) 必着
⑤	第一次選考提出書類(参加表明書以外)の提出期限	平成30年 8月21日(火) 必着
⑥	参加資格要件の確認結果通知	平成30年 8月24日(金)
⑦	第一次選考(ヒアリング要請者の選考)	平成30年 8月29日(水) 予定
⑧	第一次選考結果の通知	平成30年 9月 3日(月)
⑨	第二次選考(技術提案書等)に関する質疑・回答書の提出期間	平成30年 9月 4日(火)から 平成30年 9月10日(月)まで
⑩	⑨の質疑に対する回答・公表	平成30年 9月13日(木)
⑪	第二次選考(技術提案書等)の提出期限	平成30年10月10日(水) 必着
⑫	第二次選考 (公開プレゼンテーション、ヒアリング)	平成30年10月20日(土) 予定
⑬	第二次選考の結果通知	平成30年10月23日(火) 予定
⑭	契約締結	平成30年11月 9日(金) 予定

※本プロポーザルに係る全ての問合せ・質疑・書類の提出等は(土、日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで)事務局で受付けるものとする。

(2) 実施要領等の公表及び入手方法

実施要領等は鹿島市ホームページにおいて公表するものとし、平成30年8月1日(水)12時からダウンロードできる。

鹿島市役所ホームページ <http://www.city.saga-kashima.lg.jp>

4. 参加資格等及び共同企業体に関する事項

(1) 参加者に要求される資格・要件

本プロポーザルには、単独の建築士事務所又は複数の建築士事務所による共同企業体により参加することができる。ただし、業務遂行のため、下記要件(ア)、(イ)、(ウ)を満たすこと。

(ア) 単独の建築士事務所により参加する場合は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に定める一級建築士が5人以上勤務していること。(公告日時点において3か月以上の恒常的な雇用関係にあることが証明できること。)

(イ) 複数の建築士事務所による共同企業体により参加する場合は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に定める一級建築士が、一つの建築士事務所に1人以上かつ共同企業体において合計5人以上勤務していること。(公告日時点において3か月以上の恒常的な雇用関係にあることが証明できること。)

(ウ) その他、参加者は下記の①～⑩の資格要件をすべて満たすこと。なお、上記(イ)の共同企業体により参加する者は、下記①の資格要件について、共同企業体の代表企業が満たせば足りることとする。

① 次に掲げる同種施設又は類似施設のいずれかについて、元請(共同企業体等の場合は、代表企業としての実績に限る。)として平成10年4月1日から本プロポーザルの公告日までに新築(改築を含む)に係る基本設計及び実施設計業務が完了した実績を有すること。

※「同種施設」プロセニウム型舞台を有する500席以上の劇場建設の基本設計及び実施設計業務

※「類似施設」国土交通省告示第十五号の別添二 建築物の類型の十二 文化・交流・公益施設の第2類中「映画館、劇場・音楽ホール(プロセニウム型舞台を有する劇場を除く)、美術館、博物館、図書館」で延床面積が3,000㎡以上の施設の基本設計及び実施設計業務

② 地方自治法施行令(昭和22年令16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

③ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

④ 本プロポーザルの参加表明書の提出期限から契約の日までの間、いずれの自治体等においても指名停止を受けていないこと。

⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑥ 契約の日以前6ヶ月以内に金融機関において、不渡り手形等を出していないこと。

⑦ 参加者である法人及びその役員並びに個人は暴力団員による不当な行為の

防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団ではないこと。さらに、暴力団員、暴力団と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する団体及び個人でないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。

- ⑧ 本プロポーザル募集の参加表明書の提出期限から契約の日までの間、営業停止中でないこと。
- ⑨ 選考委員会の委員が属する企業等又はその企業などと、資本面または人事面において関連がある者でないこと。
- ⑩ 新鹿島市民会館(仮称)基本構想・基本計画及び鹿島市民会館の再構築に関するデザイン研究の共同研究者及び協力会社と、資本面または人事面において関連がある者でないこと。

(2) 参加資格の取り消し

本プロポーザルの参加表明書の提出期限から契約の日までの間に、(1)参加資格要件のうち、いずれかひとつでも満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消すこととする。

(3) 出資比率

共同企業体のすべての構成員が、構成員の数の逆数に10分の6を乗じて得た率以上の出資比率であること。

(4) 代表者の要件

共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

5. 配置技術者の要件等

- ① 管理技術者（業務の技術上の監理及び統括を行う者をいう。）を1名及び以下で定める各担当分野の主任技術者（管理技術者の下で各担当業務分野における担当技術者の中心的な役割を担う者をいう。）を1名配置すること。
- ② 主任技術者の担当する各分野は、意匠、構造、音響設計、電気設備、機械設備とする。なお、参加者がこれ以外の分野を追加することは可とする。
- ③ 管理技術者及び意匠分野担当の主任技術者は、一級建築士であること。
- ④ 構造分野担当の主任技術者は、構造設計一級建築士であること。
- ⑤ 主任技術者は、各担当分野の業務について5年以上の業務経験を有すること。
- ⑥ 管理技術者及び意匠分野担当の主任技術者は、参加者又は共同企業体の代表企業に所属し、公告日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑦ 管理技術者が各担当分野の主任技術者を兼務しないこと。
- ⑧ 管理技術者及び各主任技術者は、原則、鹿島市との定期的な打ち合わせに毎回出席できること。
- ⑨ 管理技術者及び意匠担当の主任技術者は、500席以上の劇場・ホール施設

- の建築設計及び監理の実績を有すること。実績には、以前に所属した事務所等での実績も認めるが、所属していた事務所等の証明(任意様式)を添付のこと。
- ⑩ 管理技術者及び各主任技術者は、取組姿勢表明書等の提出書類に記載された者から変更できないものとする。但し、やむを得ないと市が認める場合において、同等以上の能力を有している者であると確認された場合はこの限りでない。

6. その他

- (1) 詳細は別途公表する新鹿島市民会館(仮称)建設設計候補者選考公募型プロポーザル実施要領等を参照のこと。
- (2) 本プロポーザルは、参加者が1者の場合でも成立するものとする。但し、評価基準等に基づき評価を行い、その結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉権者として選考しない。
- (3) 著作権等に関する公的権利の確保は参加者が自らの責任で行うこと。
- (4) 本プロポーザルの参加に係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- (6) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。

7. 事務局

鹿島市総務部総務課総務係

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

TEL0954-63-2111 FAX0954-63-2129

Eメール soumuka@city.saga-kashima.lg.jp